

広島県告示第千四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和三年十一月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
浦崎診療所	尾道市浦崎町三六〇七番地二	令和三年九月一七日
寺西診療所	東広島市西条町寺家六六五六番地一	令和三年八月三一日
なごみ薬局	東広島市西条町御菌宇四二九〇番地二	令和三年九月一五日
海田ゆめぞら歯科	安芸郡海田町窪町一番二三号	令和三年九月三〇日